

一 般 質 問

平成30年9月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 峯尾 進	土地利用計画の遅延と長期化の打開策は
2	11番 森 丈嘉	里都まち交流拠点の今後の管理運営方法と交流拠点としての位置づけは
3	1番 加藤 久美	(1) 学校給食センターの建て替えについて (2) 気候変動に適応した町づくりについて
4	2番 井上 泰弘	(1) 選挙投票率のアップについて (2) 職員のアイデアでまちづくりを
5	7番 尾尻 孝和	(1) 現在の成年後見制度への認識と、中井町のとりくみは (2) ブロック塀の安全点検と対策は
6	9番 原 憲三	(1) 環境に優しい園庭・校庭に安全・安心な芝生化を (2) 災害に安心な貯留槽タンクを
7	8番 戸村 裕司	(1) 小中学生の基礎的読解力の向上を (2) 救急医療情報キットの導入を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 土地利用計画の遅延と長期化の打開策は	3番 峯尾 進
<p>本町3カ所の土地利用計画の内、役場周辺の計画は、5年後に再検討する事で、延期が決定されました。また一方では、砂利採取跡地についても、進展が見られず、町が示した土地利用計画も、遅延による長期化の影響が心配されています。町の発展のためには、極めて重要な施策において、2カ所の計画の遅延と長期化は、将来の町づくりに、大きな陰を落としかねないところであり、この現状の打開に向けた対応と、今後の町づくりの認識を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、役場周辺の土地利用計画遅延にあたっての認識と影響を考慮した修正案を。 2、砂利採取跡地利用の調査研究と将来に向けた基本構想案の策定は。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>役場周辺の土地利用は、町の財政状況から一時見合わせと致しましたが、将来「中井町」が発展する為にも土地利用施策は、重要だと思っています。</p> <p>中井町は、普通交付税の不交付団体ではありますが、昨年の町政懇談会において報告させていただいたように、一人あたりの税収は全国でも上位にランクされていますが、交付税措置後の一般財源ベースでは、全国で中位クラス以下となっており、税収はあっても一人あたりに使えるお金が少ないという逆転現象が起きています。</p> <p>このような中井町の特殊事情をご理解いただき、地域諸課題の解決に向け、規制緩和を含めた土地利用について、ご指導とご支援をいただけるよう、本年8月17日に開催された首長懇談会において、県知事をお願いをしております。今後も、折に触れ、国や県に対して要請をしたいと考えております。皆様もご存じの様に、土地利用に関しては多くの課題がありますが、持続可能なまちづくりに向け、ご支援ご協力をいただければと思います。</p> <p>1点目「役場周辺の土地利用計画遅延にあたっての認識と影響を考慮した修正案を。」についてお答えします。</p> <p>将来の町の発展と町民一人ひとりが、生き生きと暮らしていける「環境づくり」が必要であるとの考えから、役場周辺に生涯学習施設を一つの核として整備し、魅力ある「まちづくり」を創出するため、中井町が持続できるベストな方法である市街化編入による拠点整備について検討してまいりました。</p> <p>しかし、今後の歳入、歳出の推移を予測し、中長期の財政見通しを整理した中で、このまま事業を進めては、町政運営に支障をきたすと判断し、役場周辺の土地利用を一時見合わせとさせていただきます。</p> <p>今後は、公共施設建設準備積立基金などに積み立てを行い、将来の「まちづくり」に備えたいと思っています。また、今まで拠点整備に合わせて、検討を進めることになっていた施設機能、生涯学習環境の向上、図書管理、郷土史の展示、拠点性などについては、再度、今後の取り組みを整理させていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。</p> <p>2点目の「砂利採取跡地利用の調査研究と将来に向けた基本構想案の策定は。」についてですが、中井町の砂利採取は、昭40年、高度成長期の中で始まりました。</p> <p>その後、昭和43年には砂利採取法が制定され、採取要件も厳しくなり、現在では神奈川県が砂利採取計画の認可手続きを行っています。この認可申請を行う際に、採取業者は跡地の整備計画を提出しています。これは、跡地利用を考える物ではなく、山林は山林、農地は農地に、砂利採取を始める前の状態に復元する計画となっており、この計画をもって、神奈川県から砂利採取の認可を得ているのが実情です。</p> <p>本来なら、この復元が計画通り完了された後に、跡地利用を検討するのが筋道ですが、町でも、将来的な跡地の管理を懸念し、平成24年には、計画的で秩序ある緑地並びに農地等の有効かつ効果的な復元の方針・方策等を検討する場として、砂利採取地対策協議会を設置しております。</p> <p>砂利採取地の跡地に限らず土地利用を図るには、構想や計画が必要であることは理解できます。</p> <p>しかし、高度成長期も過ぎ去り、法令等による土地利用の規制も一層、厳しさを増し、今では砂利採取地のような市街化調整区域の土地利用は非常に難しいものがあります。</p> <p>そのような中でも、町としては、緑地や農地などの環境にも配慮しながら、有効な跡地利用を考えて行かなければと思っています。</p> <p>今すぐに基本構想を作成することは難しいですが、今後も、地権者、採取業者、神奈川県と連携し、跡地利用の検討に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	

【問】2 里都まち交流拠点の今後の管理運営方法と交流拠点としての位置づけは 11番 森 文嘉

少子高齢化社会の本格的な到来により、地域活力の維持や新たな地域力の創造等が求められている。こうした課題に対応したまちづくりの手法として、観光交流、世代間交流、地域間交流などの“交流型のまちづくり”に取り組む市町村が増加している。交流型まちづくりにおいては、地域の個性ある交流資源の活用を図るとともに、交流の拠点性を高める取り組みなどが必要となってきた。本町では、昨年プレオープンした里都まちC A F Eに加え、新たに里都まちキッチン、芝生スペースも整備し、本年6月16日里都まち交流拠点としてグランドオープンした。

1、里都まちC A F Eの管理運営は、施設貸与であるが、火災保険料は町負担の上、今年度は運営経費である光熱水費等を町の負担とした。行政財産を使用収益させる契約は不適當なのでは。

2、里都まちキッチン建設では、商工振興会より提案・要望等があったものとするが、そのプレゼン内容と、交流拠点としての整合性は。また、今後の管理運営について、契約内容と運営計画は。

3、ミニパークの目的と今後の事業計画は。

4、新たな交流拠点形成の在り方を総合的に検討、調査研究の必要があると考えるがいかがか。

【町長答】

里都まち交流拠点については、平成28年度に地方創生加速化交付金を活用して、中井中央公園利用者に、くつろぎと憩いの場を提供し、町内外からの交流人口の増加、多世代交流を促進し、町のにぎわいと活性化を目的に「なかい里都まち CAFE」を整備し、中井町商工振興会の管理運営により、昨年5月プレオープンいたしました。平成29年度には地方創生拠点整備交付金を活用して、カフェ外構に里都まちキッチン、芝生エリア、駐車場等を整備し、6月16日にグランドオープンし多くの方にご利用いただいているところです。

1点目の「里都まち CAFE の管理運営は、施設貸与であるが、火災保険料は町負担の上、今年度より運営経費である光熱水費等を町の負担金とした。行政財産を使用収益させる契約は不適當なのでは。」につきましては、里都まちカフェについては、都市公園法第5条の設置管理許可制度に基づき、民間のノウハウを活かし運営しているものであり、管理運営委託的な位置づけとなっているものです。町有施設に対する火災保険料については町の負担、電気・水道料については管理運営事業者の負担としていましたが、実際に運営していく中で生じたさまざまな課題に対応すべく、また、議会からの課題解決に向けた要請を受け、電気・水道料については今年度町負担として予算を計上し、施設の持続的な運営に努めているところです。

2点目の「里都まちキッチン建設では、商工振興会より提案・要望等があったものとするが、そのプレゼン内容と、交流拠点としての整合性は。また、今後の管理運営について、契約内容と運営計画は。」につきましては、商工振興会は、町内においてさまざまな活動をしており、町の活性化を図るため、お釜プロジェクトとして窯を活用した取組みを展開しています。里都まちキッチンも、窯やかまどを使い「見て、触れて、食べて」楽しむ場、交流の場として整備したものであり、協働の取組みとして窯の製作に協力していただいたものです。管理運営については、里都まちカフェを運営している商工振興会が、自主的、企業経営に基づき一体的に担うもので、建物のレンタルやピザ釜等を使用したイベントなどを開催するものです。町も商工振興会と連携を図り事業の推進を図ってまいります。

3点目の「ミニパークの目的と今後の事業計画は。」につきましては、利用者の目的に応じて自由に利用できる広場として、けがの軽減や緑化による癒し効果なども考慮して芝生で整備いたしました。今後の事業計画については、運営管理者が作成されるものですが、ヨガや体操教室の会場、ウッドデッキのステージ利用との一体的な活用によるイベントスペースとしての貸出など、賑わいが高まる催し物などで活用を図るものです。

4点目の「新たな交流拠点形成の在り方を、総合的に検討、調査研究の必要があると考えるがいかがか。」につきましては、里都まち交流拠点は、地方創生プロジェクトに基づき、スポーツ機能と交流拠点、ブランド品の発信機能などを併せもつ拠点として整備したもので、「なかい戦略みらい会議」にて定期的に現状の成果について検証しています。新た交流拠点の在り方については、平成32年度からの総合計画後期基本計画の策定を視野に、前期計画の検証を行いながら調査・検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。理解賜りますようお願いいたします。

3 (1) 学校給食センターの建て替えについて 1番 加藤 久美

学校給食センターは昭和49年に建築、今年で44年になります。RC鉄筋コンクリート構造の二階建て。旧耐震基準の造りで、耐震診断、補強はされておらず耐震性は無いと判断されています。また、現在中井中学校、中村小学校、井ノ口小学校の3校、約850食の学校給食を提供していますが、施設や設備の老朽化により調理室の密閉性は無く、エアコンも設置されていないことから、衛生管理の徹底が図れない状況が長年続いています。

しかし、給食センターの建て替えについて町は一向に考えを示すことはなく、計画どころか検討委員会すらも開催されていません。財政難、優先順位との理由により先送りとなっていますが、給食センターの建て替えは早急に行うべき事業ではないのでしょうか。

学校給食は、食育など教育の一環です。近年では「子どもの貧困問題」からライフラインとして福祉の視点でも捉えられており、児童生徒の心身の健康な発達のためにも大変重要です。安心で安全な給食を提供するためにも給食センターの建て替えは急務と考えます。

給食センター建て替えについて町の考えを伺います。

【町長答】

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、身体の発育・発達の向上を図ることはもちろんのこと、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができるなど高い教育効果があるもので、本町では小中学校において完全給食を実施し、食に関する指導を効果的に進めているところであります。

また、学校給食を実施する者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとされており、本町でも適正な衛生管理を推進していくために、調理業務の管理運営方法や設備などについて、学校薬剤師などにご協力をいただき、学校給食センター運営委員会や献立委員会などの意見を聴きながら、改善を図ってきたところであります。

給食センターが設置されてから40年以上が経過し施設の老朽化も進んでいることから、建替えを含めた適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現するための方策を検討する時期となっております。

現在、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、平成32年度までに策定が義務付けされています、個別施設計画の策定に向け取り組んでいるところであり、給食センターの今後の対応についても、建替えの必要性の有無やり方についてなど、個別施設計画の中で整理してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 3 (2) 気候変動に適応した町づくりについて 1番 加藤 久美

毎年のように各地で豪雨などによる大災害が発生しています。猛暑や自然災害など、今私たちが直面している「異常気象」と呼ばれるものは、何年も前から想定されており、国は2014年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次報告書において改めて、その重要性を強調し、翌年には気候変動に対する適応計画も策定いたしました。

気候変動の影響は、地域の特性によって異なりますが、中井町での「適応」はどのように計画されているのか。また、私たちの生活にどのように影響されることが想定されるのかなど、分野ごとに伺います。

- 1、洪水対策などインフラ等の適応策は。
- 2、農業分野の適応策は。
- 3、教育分野の適応策は。
- 4、健康分野の適応策は。

【町長答】

近年、地球温暖化の進行等により、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候変動が発生し、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康、産業といった広範囲の分野で影響が生ずることが予測されています。

温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」の取り組みと、既に現れている影響や今後の中長期的に避けることのできない影響への「適応」を計画的に進めることが必要だと

されています。

国では、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、同計画に基づき、気候変動の影響への適応策の推進により、国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指して分野別に適応策が検討されております。

中井町では、適応計画の策定は行っておりませんが、地球温暖化対策実行計画において、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減の具体的な数値目標を掲げた緩和策を策定し、町民、事業者、町が協働し取り組んでいるところであり、今後は国、県が計画する適応策にもある、雨水対策施設の整備、施設の維持管理、更新を継続して進めるとともに、高温等での影響を受けるとされる農作物については、回避・軽減するための高温耐性品種などの適応技術研究の成果を鑑み、JA等の関係機関と連携し、農家への情報発信に努めてまいります。

また、気候変動が熱中症等、人体に及ぼす影響を踏まえ、気象情報の提供や注意喚起、予防や対処法の普及啓発に取り組んでまいります。

温暖化による影響の種類や規模、時期などが地域によって様々であるので、将来の気候変動から影響を受ける分野においての軽減を図るため、既存施策の拡充と取り組むべき対策を講じてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

【問】 4 (1) 選挙投票率のアップについて

2番 井上 泰弘

公職選挙法の改正により、2016年(平成28年)6月19日以降に公示された国政選挙より、18歳から選挙で投票できることになりました。

わが町では、今年10月に行われる町長選挙。来年4月の統一地方選挙での町議会議員選挙や県知事、県議会議員選挙。7月には、参議院議員選挙があります。

特に、町長と町議会議員選挙は公職選挙法改正から、町民に係る身近な選挙として初めての選挙です。

前回の町長選挙と町議会議員選挙は、投票率が過去最低でした。投票率を上げる事が必要と考えます。

そこで、新たに選挙権を得た若い人達や、選挙に関心の無い人達にも投票して頂かなければなりません。投票率を向上させようという取り組みに努力されているものと思いますが、前回、前々回の選挙と同じことをしていたのでは、投票率のアップは望めません。

町の啓発の在り方、今後の方策について、どう考えているのか伺います。

【町長答】

日本をはじめとする先進国では、国政選挙をはじめ各種選挙における投票率低下が共通の現象となっています。「国民主権」を基本原則の一つに捉えた民主主義諸国において、各種選挙における投票率の低下と政治的無関心の増大は、政治の民主主義正当性を揺るがしかねない問題として、捉えることができると考えられています。

投票率の低下には、各種選挙における投票率の全般的な低下、その中でも、とりわけ若年層の投票率の低下が顕著となっています。

国においても10歳代、20歳代、30歳代の若年層の投票率はいずれの選挙でもほかの年代と比べて、低い水準にとどまっていることから、特に若い層への選挙啓発や主権者教育に取り組むとともに、関係機関と密接な連携を図り、投票率向上に努めることとしています。

本町におきましては、10歳代、全体の投票率は全国の投票率を上回っていますが、新成人への選挙啓発物品配布による選挙制度の正しい理解・認識の周知、選挙時における啓発物品の配布、投票制度改正による期日前投票の投票理由の緩和や投票時間の延長など、広報紙等による選挙の投票の周知を、今後も継続してまいります。

また、先の参議院議員選挙と衆議院議員選挙では、制服姿の高校生が保護者の方と一緒に投票に来られる姿も見受けられました。家庭の中で選挙についての会話がなされていることがうかがえる光景でした。

今後も投票率のアップについては、国・県等の取り組みも参考にさせていただき、投票率アップにつなげてまいりたいと思いますので、ご理解ください。

【問】 4 (2) 職員のアイデアでまちづくりを

2番 井上 泰弘

町の財政運営は非常に苦しい状況だと説明を受けております。従って政策的な事業が厳しいと言われております。

財政の好転が期待できない中であって、人件費をいじり、使用料の増を図っても根本的な解決策にはなりません。

そのような状況から、町民からの提案も大事ですが、町の事業に詳しい職員からアイデアを募集して、少しでも改善につなげることが必要だと思います。町のお考えを伺います。

【町長答】

わが国では、新規学卒者等を採用し、ジョブ・ローテーションを繰り返しながら計画的に育成を図り、管理職員や幹部職員として選抜していく人事管理が一般的となっています。

公共団体においても試験により選抜された新規学卒者等を採用し、職場における執務を通じた業務への習熟を重ねることにより職務遂行能力を高め、管理職員や幹部職員に選抜する人事管理が行われています。

また、若者気質の変化、公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴う再任用職員、任期付職員等の採用による人材の多様化により、働き方が変わってきています。

本町においては、町が展開する各種施策に関する事項、事務改善に関する事項等、町政運営に関する事項全般を提案していただく制度として、「職員提案制度取扱要領」を平成16年10月に制定し、職員一人ひとりがおもひや経験などを、行政運営に反映させることにより、効率的、効果的な行政運営に資することを目的として、提案していただいています。

近年においては、まちづくりカフェにおいて、協働のまちづくりの推進と、まちの魅力を創造・発信して町の活力を高めるため、「なかいまちづくりカフェ町民提案」を町民と町職員が連携して冊子にまとめ、町に提案をいただきました。

また、町として提案制度が政策に活用された事例は多くありませんが、各課が事業を進めるにあたり、なかい誕生110周年記念事業、職員研修のテーマ、職員意向調査による町行政についての提案など、様々な場で課題事項別の職員提案を取り入れています。

町職員数の抑制、業務量の増加により、人力的なパワーも不足していると認識をしていますが、提案制度も大事なことであり、意見を提案できる場を設けていると認識をしていますが、ご理解いただきたいと思っております。

<p>【問】 5（1）現在の成年後見制度への認識と、中井町のとりくみは</p>	<p>7番 尾尻 孝和</p>
<p>2000年に改正された成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者や障害者の虐待や財産的被害からの救済や予防などで、一定の役割を果たしてきましたが、制度の枠組みがもたらす矛盾も指摘されています。</p> <p>1、成年後見制度の役割と矛盾について、どのように認識されているか。 2、町長申立てや成年後見制度利用支援事業への、町としてのとりくみは。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>成年後見制度につきましては、平成12年に従来の財産管理を目的とした「禁治産制度」に代わって制定され、また同時に介護保険制度も施行されたことにより、措置から契約へと社会も変化いたしました。</p> <p>その間、認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者も増え続け、成年後見制度の必要性もますます高まっているものと考えております。</p> <p>それでは、一点目の「成年後見制度の役割と矛盾について、どのように認識されているか。」のご質問にお答えいたします。</p> <p>成年後見制度は、旧制度による判断能力が不十分な方に対する財産管理に加え、ご本人の意思決定を尊重した権利擁護の役割を担っております。ついては、このようなハンディキャップのある方であっても家庭や地域で普通の生活が送れるよう、擁護し支援するのが役割であると認識しております。</p> <p>制度に対する矛盾についてですが、後見人が付くと選挙権を失う。また法律や政令等に被後見人の職業や資格を制限する欠格条項が規定されており、これによって医師、介護士の資格や公務員等の職を失うことなど、本人の権利を擁護する制度の理念に反するとの指摘がされておりました。</p> <p>このような中、国では平成25年に被後見人の選挙権の回復のための公職選挙法の改正を行い、さらには本年3月には国家公務員法等、関係する法律に定める欠格条項を全廃するための法律案が閣議決定されましたので、これにより制度に対する矛盾は解消されるものと認識しております。</p> <p>2点目の「町長申立てや成年後見制度利用支援事業への、町としてのとりくみは。」についてですが、町では、平成27年に「成年後見制度に基づく町長の申立てに関する取扱要綱」及び「成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱」を制定し、現在まで後見人等の報酬助成の実績はございませんが、高齢者に係る町長申立てを2件受理しており、既に後見人が選任されております。</p> <p>なお、認知症の高齢者等が増える一方で、成年後見制度の利用者が増えていないなどの課題に対し、国では平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し、制度の普及に関して、地域連携におけるネットワークの構築など計画的な取り組みを示しており、かつ市町村計画の策定が求められております。ついては本町では、5年ごとに改訂している平成32年度からの「第3次中井町地域福祉計画」に取り組み等を盛り込むことで準備を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	
<p>【問】 5（2）ブロック塀の安全点検と対策は</p>	<p>7番 尾尻 孝和</p>
<p>今年、6月18日の大阪北部地震では、登校中の児童が倒壊した学校ブロック塀の下敷きになり、幼い命が失われました。中井町では、こども園・小学校・中学校のいずれにも、問題となるようなブロック塀はありません。しかし、町内には多くのブロック塀が存在します。</p> <p>東海地震などいくつもの巨大地震が想定されるなか、ブロック塀の安全点検と、不安のあるブロック塀の修繕、取り壊し、つくり変えへ誘導する行政としてのとりくみは。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>国では平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震によるブロック塀倒壊事故を受け、安全対策については学校のブロック塀に限らず、広く一般の建築物を対象とした安全点検のためのチェックポイントを作成し、国土交通省のホームページに掲載すると共に、特定行政庁に対し、</p>	

所有者等に向けて以下の2点を注意喚起するよう要請しました。

1つ目はこのチェックポイントを用いて安全点検を行うこと。2つ目は安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となることです。

併せて建築士関係団体等の関係業界に対し、所有者等からの診断等の依頼に適切に対応するよう要請しております。

ブロック塀については、プライバシーの確保や防犯・防火のため、町内でも多くの宅地に設けられていますが、その安全確保は所有者のみならず通行者にとっても重要であり、特に通学路や緊急輸送路においては地域に大きな影響を及ぼすものです。

ブロック塀の構造や倒壊に対する安全性については、所有者の責任において管理するのが基本ですが、こういった事を踏まえ、町としては自己点検や安全対策を促す方策として、7月初めに自治会回覧と町のホームページにおいて「点検のチェックポイント」を周知し、点検の実施をお願いしているところです。

また、更なる取組みとして、危険なブロック塀等の撤去及び撤去後に安全な工作物を設置する費用に対する補助制度を創設し、関係経費を本定例会において補正予算として計上させていただいています。

なお、本制度については緊急的に実施するものとして、通学路に面した塀の撤去改修にかかる案件を優先して補助対象とするよう規定させていただいておりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

【問】 6 (1) 環境に優しい園庭・校庭に安全・安心な芝生化を

9番 原 憲三

近年の異常気象ですが、一言で異常気象と済まされないようなことが起きています。7月初旬ごろから危険気温と言われる日が続いています。

このような状況のなかでは、なかいこども園、小・中学校での授業に差し支えることと思えます。グラウンドの利用は不可能な状況と思われれます。

芝生化することにより校庭・校舎内に爽やかな風が吹き抜けると伺っております。

これは、ある学校の温度調査ですが、コンクリート上では43度、砂地では38度、芝生グラウンド上では19度の結果が出ています。

近年の異常気温に対応するために園庭や校庭を芝生化する対策を伺います。

【町長答】

近年の気候変動等により猛暑日が増加し、子どもたちの学習環境は大きく変化し、園や学校管理下の活動における熱中症事故の防止等、子どもたちの安全確保に向けた取組みを強化することが必要となっております。

町では平成25年度に小中学校の普通教室と、こども園化に向けた幼稚園舎の保育室にエアコンの整備を行い、本年度も中学校の音楽室にエアコンを設置するなど順次、教育環境の整備を図るとともに、園・小中学校には熱中症事故防止に必要な事項の理解及び事故防止のための適切な措置を講じて、子どもたちの健康管理を徹底するよう指導しているところです。

園庭・校庭の芝生化につきましては、夏場における気温上昇の抑制、砂塵の飛散防止など効果が期待されますが、維持管理の難しさなどから近隣市町でも実施している学校は限られたものとなっております。

本町の園庭・校庭の芝生化についても、造成や維持管理に相応の費用と労力を必要とすることから、今後、園庭・校庭や園舎・校舎の改修等の必要が生じた場合に芝生化も併せて検討いたしますが、現時点では導入は難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

6(2) 災害に安心な貯留槽タンクを	9番 原 憲三
<p>近年の異常気象は、快晴では危険気温と言われ、雨天であれば異常降雨になり雷が発生するなど、大変な異常気候になっています。</p> <p>西日本豪雨災害では、災害死者が200名以上にのぼるなど大変なことになっています。</p> <p>6月18日には大阪北部地震がありました。大阪北部地震では、給水車が不足して近隣に要請されましたが、この状況をどの様に感じられますか。関東から九州にかけて「南海トラフ地震」が発生すると言われていています。「南海トラフ地震」が起き、上水道が止まった場合には、給水車では間に合いません。近隣からの給水車の応援は不可能と考えます。</p> <p>水源地がある自治会は、大丈夫と思われそうですが、水源地のない自治会の対策をどの様に考えているか、貯留槽タンクの設置をする考えがあるか伺います。</p>	
【町長答】	
<p>昨今の異常気象は、全国各地で、時として想定を超える自然災害を引き起こしており、本町においても、いつ大規模な自然災害が起きてもおかしくない状況にあるものと認識しているところです。</p> <p>町としては地震を始め、いざそうした自然災害が発生した場合にあっても、万全の体制で、適切な対応ができるようにするため、各種防災施策の推進に鋭意取り組んでいるところです。</p> <p>それではお答えします。現在、本町では総合グラウンドと井ノ口小学校の2か所に、災害時非常用水源として各々50トンの貯留槽を整備しており、合計100トンの飲料水を確保しているところです。通常一人あたり一日3リットルの水が必要とされることから、約1万1千人の3日分にあたる量の水を確保しているところであり、必要に応じて町内各所へ給水することも可能であると考えているところです。</p> <p>また、各自で出来る防災対策として、全戸に配布した防災ガイドブックや広報等を通して、有事に備え各家庭で食料・飲料水とも7日分の備蓄をお願いしているところです。</p> <p>町としては、今後とも各施設やライフライン等の耐震化、災害備蓄品の充実、自主防災会への支援等、災害対応施策の充実強化を図り、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>	

【問】7(1) 小中学生の基礎的読解力の向上を	8番 戸村 裕司
<p>短い文章から事実を正しく理解する「基礎的読解力」に関する調査で、中学3年生の約15%は、主語がわからないなど、文章理解の第一段階もできていなかったことがわかった。この調査結果から中学卒業時で教科書を理解できていない子どもが約3割いと推測され、自ら学ぶ力が十分でない社会人がいる可能性も否定できない。英語や道德の教科化にとどまらず、ICT導入やプログラミングなど学ぶこと・学び方にも変化があるが、アクティブラーニングですら、この読解力がなければ子どもたちの身にはつかない。むしろデジタルネイティブ世代の「わかった感じ」、「出来た感」が、知識社会を崩していくだろう。基礎的読解力は中学では学年が上がるにつれて緩やかに上昇するが、高校では上昇しないことから、小中学生の段階から読解力の養成を着実にすることが急務と考え質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本町児童・生徒の学力テストで見えているそれぞれの課題は。 2、本町で取り組む説明学習の意義と成果は。 3、中学校での読解力向上の取り組みは。 4、本町もリーディングスキルテストの受検を導入しては。 	
【町長答】	
<p>2015年に経済協力開発機構が実施したPISA調査(学習到達度調査)において、日本は、読解力が前回調査から大きく点数を下げ、15歳児の読解力の低下が明らかになったところでありま</p>	

す。

このPISA調査において読解力は「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」と定義され、学力向上に不可欠なものであるとともに、他者とのコミュニケーションを図る力にも関わるものであります。

まず1点目の「本町児童・生徒の学力テストで見えているそれぞれの課題は」の質問についてですが、全国学力・学習状況調査の結果では、全国的な傾向と同様、本町においても小・中学校とも基礎的な知識を問うA問題に対して、活用する力を問うB問題の平均正答率が低いという状況であり、文章題など複雑な問題の解決に課題があることが見えております。

次に、2点目の「本町で取り組む説明学習の意義と成果は」の質問についてですが、説明学習は、学校での学習内容の理解と家庭での学習内容の定着につなげ、学力向上を図ることと、家庭における言語活動への取組みを促し家庭学習が充実することを目的として取り組んでおり、学習内容の理解が深まる、説明する力が身につくなどの成果があると考えております。

次に、3点目の「中学校での読解力向上の取組みは」の質問についてですが、中学校では、朝の読書タイムの実施や廊下に図書コーナーを設置しているほか、「主体的・協働的な学びの創造～思考力・判断力・表現力の向上を目指して～」をテーマとした校内研究を実施しており、生徒のプレゼンテーション力の向上を視点を授業改善を図り、読解力の向上に取り組んでいるところであります。

次に4点目の「本町もリーディングスキルテストの受検を導入しては」の質問ですが、全国学力・学習状況調査の結果においてもPISA調査の結果と同様に子どもたちの読解力の低下は明らかになっており、リーディングスキルテストについては、受検による効果をよく調査研究して判断していきたいと考えております。

本町においては、読解力の向上のために本に親しむ機会を増やしつつ、児童・生徒に文章を読み解く力を育成していくような読書の質の向上に取り組むとともに、国語で文章の意味や作者の意図を的確に理解する力を育成し、それを数学や理科など他の教科等において活用できるよう教科を横断しての指導が行えるよう各校と連携しながら取組みを進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【問】7(2) 救急医療情報キットの導入を

8番 戸村 裕司

あらかじめ自分の医療情報や緊急連絡先を記入した用紙や、健康保険証やお薬手帳のコピーなどを容器に入れ、冷蔵庫に保管する、いわゆる「救急医療情報キット」は、急病や怪我、大規模災害といった緊急時に、本人が救急隊等へ既往症等の説明をすることが出来ない場合でも、迅速かつ適切な対応を受けることが期待できる。周辺市町でも「あしがら安心キット」として導入が進んでいることから、本町での導入の考えは。

【町長答】

本町では、高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備に努めているところであり、中でも、一人暮らしの高齢者に対しては、急病などの緊急時への備えがあることが安心して生活を送るために重要であることから、緊急通報装置貸与事業を実施し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図っています。

足柄上地区の市町では「あしがら安心キット」の導入が行われています。このキットは救急等の緊急時に消防等が要請を受けた際に、速やかに医療に関する情報等が把握でき、活用できるというものです。

安心キットの導入当時、本町ではホームヘルパーを設置しており、救急医療情報や緊急の連絡先を記載した情報カードを作成し同様の取組みを行っていたため、キットの導入を行わなかったという経緯があります。

しかしながら、今日、高齢化率が30パーセントを超える状況においては、これまで実施してきた支援方法が広がっていないとの課題もあるため、他市町での安心キットの利活用状況や課題等も含めて検証し、今後の対応等を検討させていただきたいと考えております。

今後も、関係機関及び地域とのつながりを強化し、安心して在宅生活を継続できるよう支援体制の構築に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

